

北上地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2 月22日

北上地区消防組合議会

議 長 議長署名

北上地区消防組合議会規則第 1 号

北上地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合議会会議規則（昭和49年北上地区消防組合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議案の提出)</p> <p>第9条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そえ</u>、理由を付け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第9条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p><u>(協議又は調整を行うための場)</u></p> <p>第47条 <u>法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>
<p>(疑義の処理)</p>	<p>(疑義の処理)</p>

第47条 この規則の疑義及び規定していない必要な事項は、議長がきめる。ただし、議員から意義があるときは、会議に諮って決定する。

第48条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から意義があるときは、会議に諮って決定する。

別表（第47条関係）

<u>名 称</u>	<u>目 的</u>	<u>構 成 員</u>	<u>招 集 権 者</u>
<u>議会全員協議会</u>	<u>消防組合に関する重要事項の協議・報告又は議会の運営に関する協議・調整</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。